第 3687 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 1月 29日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 平成21年度証券税制

Q：平成21年度の税制改正では、証券税制はどのようになるのですか？

A：譲渡所得、配当所得に対する軽減税率は３年延長。譲渡損失と配当所得の損益通算は、改正なく、今年度から適用されます。

【解説】

① 上場株式に係る譲渡所得

［現行］

平成20年12月31日まで軽減税率10%(所得税7%、住民税3%)が適用され、平成21年からは、20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用される。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、譲渡所得金額のうち500万円以下の部分は、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用される。

［改正］

平成23年12月31日までの間、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

② 上場株式に係る配当所得

［現行］

平成21年1月1日以後に受け取る上場株式等の配当所得は、税率を20%(所得税15%、住民税5%)とする申告分離課税と総合課税の選択適用ができる。ただし、申告分離課税を選択する場合には、平成22年12月31日までの間、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用される。

［改正］

平成23年12月31日までの間、申告分離課税の税率は、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。